資料 No. 8

## 第70回 横浜市港湾審議会

## 〔議題〕

- 1 横浜市港湾審議会委員長及び副委員長の選任
- 2 横浜市港湾審議会幹事会幹事の推薦
- 3 横浜港港湾計画の一部変更
- 4 令和4年度港湾環境整備負担金 の負担対象工事の指定

1

# 【議題1】

横浜市港湾審議会 委員長及び副委員長の選任

## 【議題2】

横浜市港湾審議会 幹事会幹事の推薦

3

# 【議題3】

横浜港港湾計画の一部変更

## 諮問書(写)

港湾政 第310号 令和4年12月19日

横浜市港湾審議会 委員長 川嶋 康宏 様

横浜市長 山中 竹春

印

横浜港港湾計画の一部変更について(諮問)

横浜市港湾審議会条例第2条の規定に基づき、横浜港港湾計画の一部変更について、 貴審議会の意見を求めます。

.

## 横浜港港湾計画の主要な変更案件



### コンテナターミナルの拡張・緑地の配置変更① 【本牧ふ頭地区・新本牧ふ頭地区】

- ○本牧ふ頭は、横浜港のコンテナの約5割を扱っている。主力コンテナターミナルとしてBCターミナルが稼働しているほか、平成26年にD4、令和元年にD1の各コンテナターミナルの再整備を行い供用している。
- 〇従前、D5ターミナルに船舶が着岸している場合、対岸との距離が狭いため、D4ターミナルに超大型船を着岸できなかった。 また、借受予定者であるCMA CGM社は、新D5ターミナルにおいて、超大型コンテナ船の更なる投入及びRTG (タイヤ式門型クレーン)方式による施設整備を希望している。
- 〇一方、従前のD5ターミナルは、ストラドルキャリア方式のターミナルとなっており、施設改良及びコンテナターミナル用地の 拡張が必要である。







7

### <u>コンテナターミナルの拡張・緑地の配置変更② 【本牧ふ頭地区・新本牧ふ頭地区】</u>

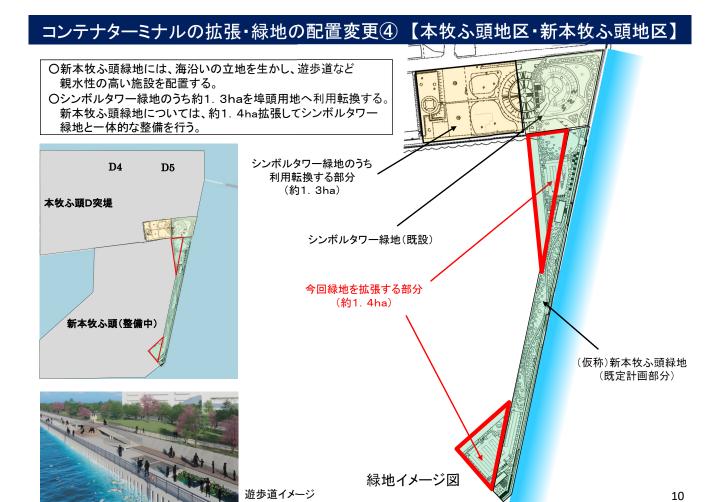
- ○D4,5コンテナターミナルの改修を図ることで、700mの連続バースとなり、15,000TEU級の超大型コンテナ船の離着岸が可能となる。(TEU:コンテナの本数を20フィート・コンテナに換算した場合の単位)
- 〇併せて、D5ターミナルの荷役方式をストラドルキャリアから、D4ターミナルと同様の生産性の高いRTGに転換する。
- 〇ゲート、待機ヤード等の用地を確保するため、コンテナターミナル用地を拡張し、D4.5の一体運用を進める。



### コンテナターミナルの拡張・緑地の配置変更③【本牧ふ頭地区・新本牧ふ頭地区】

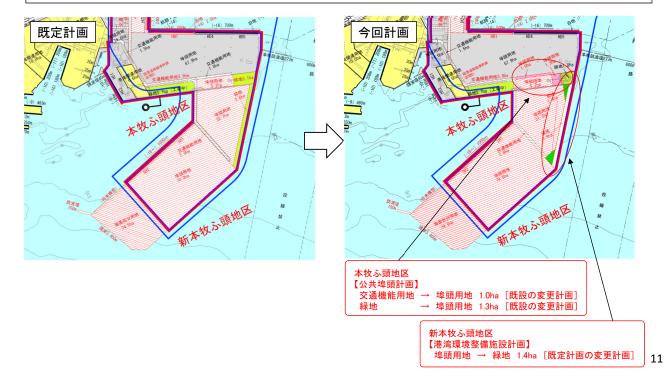
- 〇本牧ふ頭D4,5コンテナターミナルの施設拡張に伴い、緑地の一部(芝生広場・駐車場等)を埠頭用地(コンテナターミナル施設用地)へ利用転換する必要が生じる。
- 〇シンボルタワー緑地のうち、コンテナターミナル拡張に転換する機能(芝生広場・駐車場)については、隣接する新本牧ふ頭緑地(仮称)の規模を拡張することにより確保する。





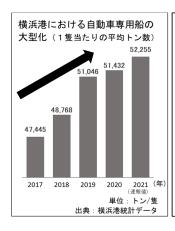
### コンテナターミナルの拡張・緑地の配置変更⑤【本牧ふ頭地区・新本牧ふ頭地区】

- ○コンテナターミナルの効率的な運用と機能強化を図るため、公共埠頭計画を変更する。
- 〇良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設計画(緑地)を変更する。
- 〇D4,5コンテナターミナル拡張事業の実施にあたっては、現在の利用者と十分に調整のうえ進める。
- 〇また、本牧ふ頭D5岸壁における15,000TEU級の船舶の着岸については、別途、安全対策を検討したうえで関係者と協議



## 自動車ターミナルへの転換①【大黒ふ頭地区】

- ○完成自動車は、横浜港の主力輸出品目であり、大黒ふ頭は「東日本最大の自動車取扱拠点」となっている。
- 〇近年では、自動車専用船の大型化が進展し、岸壁水深12m以上を必要とする船舶の割合が年々増加している。また、自動 車専用船の大型化に伴い1隻当たりの積載台数も増加している。
- ○大型化や積載台数の増加に対応するため、広大な蔵置ヤードを有する係留場所の確保が必要である。



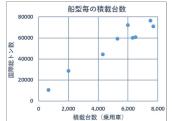
# 総トン数 必要バース水深※ バースの長さ

自動車専用船のバース諸元

~20,000未満	~8 m	200m
20,000~30,000未満	9 m	230m
30,000~40,000未満	11m	240m
40,000~60,000未満	12m	260m
60,000~	12m	290m

※港湾の技術上の基準・同解説、自動車専用船のバース諸元より







## 自動車ターミナルへの転換②【大黒ふ頭地区】

- 〇C3,4コンテナターミナルの利用者は、本牧ふ頭及び整備が完了した南本牧ふ頭に移転した。
- 〇C3,4コンテナターミナルは、自動車ターミナルに転換し、それぞれ令和2年8月、令和4年4月に供用を開始した。
- 〇今回、利用転換が完了したC3,4について、港湾計画上も自動車ターミナルとして整理する。
- 〇併せて、コンテナを扱うふ頭において効率的な運営を促進する区域として指定した範囲(C3,4)を解除する。



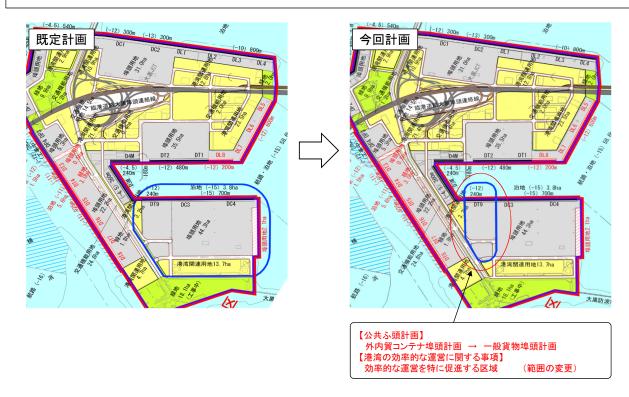
施 設 概 要				
	C3自動車ターミナル	C4自動車ターミナル		
供用	令和2年8月1日	令和4年4月1日		
岸壁水深	-15m	-15m		
岸壁延長	350m	350m		
係留能力	80,000GT	80,000GT		
総面積	約127,666㎡	約153,500㎡		



13

## 自動車ターミナルへの転換③【大黒ふ頭地区】

- 〇自動車専用船の大型化や着岸隻数の増加に対応するため、C3,4岸壁を外内貿コンテナ埠頭計画から一般貨物埠頭計画に変更する。
- 〇また、効率的な運営を特に促進する区域からC3,4岸壁と埠頭用地を削除する。



# 【議題4】

# 令和4年度港湾環境整備負担金 の負担対象工事の指定

15

## 諮問書(写)

港湾政 第433号 令和4年12月19日

横浜市港湾審議会 委員長 川嶋 康宏 様

横浜市長 山中 竹春

印

令和4年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について(諮問)

横浜市港湾環境整備負担金条例(昭和55年3月横浜市条例第8号)第4条 第1項の規定により港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定をするにあた り、同条例第12条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 港湾環境整備負担金について

〇臨港地区又は港湾区域に存する一定規模以上の事業場に係る事業者に、港湾の 環境整備に資する工事に要した費用の一部を受益者負担の観点から負担いただくもの

#### (負担対象事業者)

臨港地区又は港湾区域にある工場又は事業場の敷地面積の合計が10,000㎡以上の事業者

工事の種類	工事が実施された場所	負担の割合		
港湾環境整備施設 (緑地)の建設 又は改良の工事	本牧ふ頭地区 内港地区	1/8、1/16		
港湾環境整備施設 (緑地)の維持の工事	大黒ふ頭地区 山下ふ頭地区 本牧ふ頭地区 内港地区 他	1/2、1/8、 1/16		
港湾における漂流物の 除去その他の清掃 (海面清掃)	横浜港港湾区域内	1/2		

17

### 港湾環境整備負担金について

港湾環境整備負担金負担対象工事位置図

令和4年3月31日現在



## 港湾環境整備負担金について

### 負担金額の算定について

○全対象事業者の負担額の合計は、約8,350万円となる見込み

(※対象事業者の1㎡あたりの負担額単価は例年どおり4.4円)

工事の種類	工事に要した費 用(円)	負担割合	負担対象額 (円)	
港湾環境整備施設 の建設又は改良の 工事	81, 125, 000	1/8, 1/16	6, 888, 437	
港湾環境整備施設 の維持の工事	218, 708, 875	1/2、1/8、 1/16	32, 844, 264	
港湾における漂流 物の除去その他の 清掃	162, 351, 637	1/2	81, 175, 818	
合計	462, 185, 512	_	120, 909, 519	

事業積合に定

負担額(円)			
4, 669, 290			
22, 758, 904			
56, 071, 854			
83, 500, 048			

#### 単価推移(円)

平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
年度									
4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4	4. 4

19

## 港湾環境整備負担金について

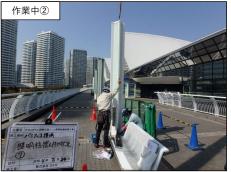
### 令和4年度港湾環境整備負担金対象工事の例

- (1) 港湾環境整備施設の建設の工事
  - ・国際交流ゾーン照明工事





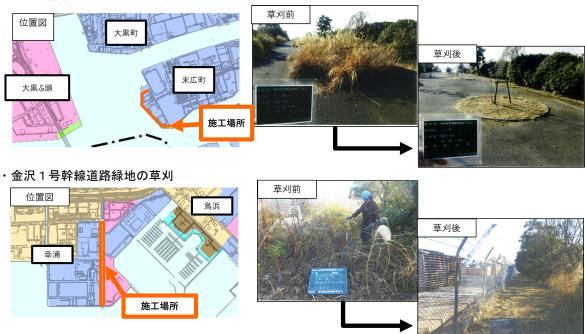




## 港湾環境整備負担金について

### 令和4年度港湾環境整備負担金対象工事の例

- (2)港湾環境整備施設の維持の工事
  - ・末広水際線プロムナードの草刈



21

## 港湾環境整備負担金について

### 令和4年度港湾環境整備負担金対象工事の例

(3)港湾における漂流物の除去その他の清掃

港湾区域における海面清掃



